

第6回 眼の水晶体の被ばく 限度の見直し等に関する検討会	資料 3
令和元年8月1日	

# 眼の水晶体の等価線量限度について 第5回までの検討会の議論

# 第5回検討会までの議論について(まとめ)

## 1. 意見具申どおり眼の水晶体の等価線量限度を見直すことについて

- 一般的な医師については問題ないが、地域医療が守られるとのエビデンスやトップレベルの医師についての情報が提供されるまでは、一律に引き下げることが妥当でなく、調査して示すことが必要。
- 事業者等は、医療法施行規則に規定する労働者本人に対する研修のほか、労働安全衛生マネジメントシステムなどの取組を着実に進め、事業者が安全衛生管理体制を確立することが適当。
- 労働基準監督署と都道府県等(保健所)は、医療機関で医師等が適切に業務遂行できるよう連携を図ることが適当。
- 十分な放射線防護を行っても、なお高い被ばく線量を眼の水晶体に受ける可能性のある労働者に対しては、健康診断における健康診断の項目の省略(電離則第56条第3項)は認めないことが適当。  
また、白内障に関する眼の検査(電離則第56条第1項第4号)は眼科医により行われることが望ましい。

## 2. 眼の水晶体の等価線量を算定するための実用量について

- 個人の外部被ばく線量に係る測定及び水晶体の等価線量の算定については、意見具申どおりとすることが適当。

## 3. 緊急作業者に係る眼の水晶体の等価線量限度を意見具申どおりとすることについて

- 意見具申どおりとすることが適当。

## 4. 除染等業務に係る眼の水晶体の等価線量限度を意見具申どおりとすることについて

- 意見具申どおりとすることが適当。

## 意見具申どおり眼の水晶体の等価線量限度を見直すことについて

- 全ての労働者に新たな水晶体の等価線量限度を適用することについて
- 始期、施行時期、算定・記録の期間について

## 報告書案について